

議案第2号関連資料

明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について

1 制定の目的

本市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、基本理念、市の責務並びに市民、事業者、関係機関等の役割並びに認知症の人等に関する施策の基本となる事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

(1) 第1章 総則（第1条―第3条）

目的、定義及び基本理念について規定

(2) 第2章 市の責務並びに認知症の人等及び関係機関等の役割（第4条―第9条）

市の責務、認知症の人及びその家族の役割、市民の役割、事業者の役割、地域組織の役割、関係機関の役割について規定

(3) 第3章 基本的施策（第10条―第16条）

条例の目的を実施するための以下の施策について規定

- ①知識の普及及び人材育成等、②早期支援等、③認知症の人及び家族への支援、
- ④地域づくり及び社会参加の推進、⑤後見支援の推進、⑥連携及び情報共有、
- ⑦非常時等の対応

3 検討の経過

時期	内容
2021年6月	市議会に条例骨子案を報告
2021年8月 ～9月	関係団体等への個別ヒアリング・アンケートにより意見聴取
2021年9月	認知症あんしんネットワーク会議において意見聴取
2021年11月	第1回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例素案を提示
2021年12月	市議会に条例素案を報告
2021年12月 ～2022年1月	意見公募手続（パブリックコメント）を実施
2022年2月	第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例最終案を提示
2022年3月	市議会に条例案を提出
2022年4月	条例施行（予定）

4 意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、10件（2名）の意見をいただきました。また、いただいた意見を踏まえ、条例素案から一部修正を加えています。

（1）意見公募手続（パブリックコメント）の結果

実施期間	2021年(令和3年)12月15日～2022年(令和4年)1月14日	
意見をいただいた人数	2名	
意見総件数	10件（FAX2名）	
意見内容別の件数	条例全体について	1件
	目的・定義について	2件
	市等の責務・役割について	2件
	基本的施策について	5件

（2）令和3年12月文教厚生常任委員会で報告した条例素案からの主な修正点

条	規定内容	修正内容
第1条	目的	本条例の制定の必要性を確認し、市の責務等を明確にするため、我が国における認知症に関する社会状況を追記。
第3条 第1項	基本理念	認知症の人等への尊厳確保について、よりわかりやすくする観点から具体的に記載。
第8条 第1項	地域組織の役割	認知症の人の見守りについて、認知症の人だけでなくその家族の見守りも欠かせないため、「認知症の人等の生活状況の見守り」に変更。
第11条 第1項	早期支援等	条文文頭の「認知症を早期に発見」は、文意がわかりにくいという意見があったため、よりわかりやすくする観点から「認知症の疑いがある人に早期に気づき」に変更。

5 施行期日

公布の日